

平成29年度 日吉台二丁目北 学区要望書及び回答書

番号	新・継	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	図面写真
1	継	<p>路面表示と道路標識について</p> <p>市道中0150号線と市道中0152号線の交差点（日吉台二丁目23番・24番・16番・17番街区に囲まれた交差点）で、市道0150号線（南北）に、一旦停止の路面表示および道路標識の設置をお願いします。</p> <p>（小学生の通学路でもあり、出会い頭の事故もおこっております。）</p>	<p>自治協働課</p> <p>大津警察署</p>	<p>一旦停止の路面表示および道路標識の設置に関しましては、滋賀県公安委員会（大津警察署）がその可否を判断しております。</p> <p>引き続き、当課から当該要望につきまして、大津警察署へお伝えいたします。</p>	図一1
2	新	<p>日吉台学区内のタバコのポイ捨て防止について</p> <p>道路でのタバコのポイ捨てがよく見受けられます。中には火の着いたままのものもあります。街を美しくするために、携帯灰皿の使用を義務化するとか、住宅地でもポイ捨てを禁止して頂きたい。</p> <p>（現在の「大津市路上喫煙等防止に関する条例」で禁止する区域は9カ所ありますが、全て駅前広場とその付近の主要道路だけです。）</p>	環境政策課	<p>大津市路上喫煙等の防止に関する条例では、市内全域の屋外の道路等の公共場所において、喫煙しないよう定めているとともに、特に路上喫煙等を禁止する必要がある場所については、人通りの多い駅前等を中心に禁止区域の指定をしています。</p> <p>マナーの向上、喫煙範囲の限定（喫煙者、非喫煙者の共存）、吸殻散乱防止を目的としており、また禁止区域外につきましても、路上喫煙を行わないようにすることを努力義務として呼びかけているところです。</p> <p>御要望の場所につきましては、住宅街や生活道路等であることから、禁止区域の指定は考えておりません。しかしながら、各地において、たばこのポイ捨てが散見されるなど、喫煙マナーが未だ徹底されていないのが現状であります。</p> <p>今後も街頭啓発や広報おおつ等で、ポイ捨て防止を含む路上喫煙防止の周知を図ってまいります。</p>	

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

自治会名 日吉台二丁目北自治会

平成29年度 日吉台二丁目北 学区要望書及び回答書

番号	新・継	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	写真
3	新	<p>「土砂災害防止法に基づく現地調査」対象地への追加について 5号児童公園隣接の千野3丁目及び坂本8丁目の丘陵地が地滑りを起こし、土砂が擁壁にのり上げていた。昨年秋の一斉清掃で擁壁上の土砂を取り除き埋没していた側溝を掘り出したが、これは歩道や公園への土砂の落下を未然に防いだのに過ぎない。</p> <p>滋賀県大津土木事務所が行う「土砂災害防止法に基づく現地調査」の対象地に加えて頂き、実態調査の実施については恒久対策に結び付けて頂きたい。）</p>	<p>田園づくり振興課 県・農村振興課 大津土木事務所 管理調整課 河川砂防課</p>	<p>滋賀県農村振興課とともに現地確認を行いました。現時点では地すべり現象が発生しているかどうか不明なため、滋賀県で観測計を設置し経過観察を行っていくとのことです。以下、滋賀県農村振興課からの回答になります。</p> <p>高橋川右岸河川敷の西端部につきましては、地すべりブロックO-49として、地すべり症状の有無について調査を実施し、地下水の状況や地面の動き（傾斜）などを確認しているところですが、土の押し出しなどの変状は確認されるものの、明確な地すべり現象とは認められないことから、県では地すべり防止対策を実施することはできません。</p> <p>ただし、地すべり防止区域内であることから、調査観測を継続していくとともに、専門家と相談のうえ必要に応じ、傾斜孔（地面の動きを計測する孔）の設置を行っていく予定です。</p> <p>なお、地すべり対策協議会などでパトロールを実施していただいておりますが、近隣住民の皆様におかれましても、擁壁のハラミや水路の蛇行など、異常を確認された場合は地すべり症状の有無等について現地調査を行いますので、お知らせ願います。</p> <p>【参考】 ○「地すべり」とは 地すべりとは、広い範囲の地盤が、地盤上にあるいろいろなものを乗せたまま、斜面の下の方にゆっくりとすべっていく現象をいいます。 地すべりは、その土地の地質が持っている元々の滑りやすい性質と地形の状態に加えて、雨や地震などの自然現象が引き金となって発生するケースが多く、地すべり災害は、自然災害の一つです。 ○「地すべり防止区域」とは 大津市日吉台が含まれる地すべり防止区域は、昭和35年に指定されました。 地すべり防止区域内では、区域内すべてにおいて地すべり現象が発生するわけではありません。発生および可能性がある範囲を「地すべりブロック」と呼び、区域内では、地すべりブロックが多数点在しています。日吉台については、宅地開発により、造成地域内に存在していた地すべりブロックの多くは消滅しましたが、日吉台の外周部分には自然地形である地すべりブロックがいくつか残っています。 なお、この地すべりブロックにおける、全ての地すべり症状を事前に把握することは難しく、想定に反して地すべり現象が現れる場合もあります。 そのため、県では、把握している地すべりブロックを中心に、様々な地すべり調査を実施したり、区域全体のパトロール調査等を行っており、防止対策が必要と判断した場合は対策工事等を行っています。</p>	<p>図-2 写真-2 写真-3</p>
4	新	<p>高橋川右岸河川敷の西端部の土砂崩れ防止柵の改修について H型鋼を4本打ち込み、その間に板をはめ込んで土砂崩れを防止していたようである。しかし、H型鋼の奥側3本は傾斜しているうえ土留めの板も朽ち果てて1枚を残すのみとなり機能していない状態です。このままでは、高橋川に土砂が崩れ落ちてしまいます。そのようなことがないように、土砂崩れ防止柵の改修をお願いしたい。</p>	<p>田園づくり振興課 県・農村振興課 大津土木事務所 管理調整課 河川砂防課</p>	<p>田園づくり振興課 県・農村振興課 大津土木事務所 管理調整課 河川砂防課</p>	<p>図-2 写真-1</p>

平成29年度 日吉台二丁目北 学区要望書及び回答書

番号	新・継	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	図面写真
5	新	5号児童公園北側河川敷のU字溝の排水について 公園側市有地との境界部に設置されているU字溝は、川や側溝に排水されることのない孤立した（排水溝の機能を有しない）U字溝です。このU字溝を道路の側溝に接続して、本来の機能を発揮させるようお願いしたい。	公園緑地課 大津土木事務所 管理調整課 河川砂防課	U字溝につきましては、接続可能か検討いたします。	図-2 写真-4 ~12
6	新	5号公園北側河川敷の防草舗装について 当該地は地表むき出しのため、雨水で土砂がU字溝に流れて溝を埋めてしまうととも雑草が繁茂している。これを、市民清掃や一斉清掃及び公園愛護会メンバーによる日常清掃でU字溝の掘り起こしや除草を行い雑草のない河川敷を維持しています。この河川敷を対岸同様防草舗装していただき、溝の掘り起こしや除草の必要がないようお願いしたい。	公園緑地課 大津土木事務所 管理調整課 河川砂防課	公園区域内につきましては、防草シートを設置いたします。	図-2 写真-4 ~12

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

自治会名 日吉台二丁目北 自治会